一般社団法人日本脳神経血管内治療学会監事選任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下 学会)定款第26条に基づき、 学会の監事の選任に関し必要な事項を定める。

(指定監事候補者選出の要請)

第2条 指定監事候補者については、一般社団法人日本脳神経外科学会及び一般社団法人日本脳 卒中学会に候補者の推薦を理事長から要請する。

(選挙選出監事選出の要請)

第3条 理事長は、選挙が実施される日の1ヶ月前までに、学会選挙管理委員会(以下 選挙管理委員会)に選挙の実施を要請しなければならない。

(選出の時期)

第4条 次期監事候補者の選出選挙(以下 選挙)は、任期が終了する前の学会理事会において実施する。

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙が行われる理事会に出席している選挙が行われる年に選出された次期理事候補者とする。

(被選挙人)

第6条 被選挙人は学会の正会員で、選挙が行われる年の1月1日に連続7年以上の会員歴を有することとする。

(立候補の受付)

第7条 選挙管理委員会は、選挙の被選挙人の立候補を受け付けることを公示する。

(選挙の公示)

第8条 選挙管理委員会は、選挙の行われる理事会の開催前に、被選挙人名簿を、選挙が行われる年に選出された次期理事候補者に送付し、選挙の実施を公示しなければならない。

(候補者の補充)

第9条 選挙管理委員会は、被選挙人がいないときは候補者を再募集する

2. 再募集について必要な事項は選挙管理委員会で定める。

(選挙の方法)

第10条 選挙の投票は、電子投票とし、会員情報システムを利用して行う。

2. 投票の方法について必要な事項は、実施要綱に定め選挙人に通知する。

(投票記録の管理)

第 11 条 選挙管理委員会は、選挙の投票に関する記録(投票日時、アクセス記録、など) を、選挙結果が確定するまで厳重に保管しなければならない。

2. 記録の開示請求があった場合は、選挙管理委員長は理事長に報告し、選挙管理委員会および倫理委員会の合同審議に基づいて、理事長が適切に対処するものとする。

(無効投票)

第12条 選挙において、次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1. 投票要綱に定められた以外の方法で投票したもの
- 2. その他、開票立会人が無効と認めたもの

(成立)

第13条 選挙は、選挙人の3分の2以上の投票をもって成立とする。

(開票)

第 14 条 選挙管理委員会は、選挙の投票終了後直ちに開票立会人の立ち会いのもとに開票しなければならない。

(当選者の決定)

第15条 選挙の当選者は、有効投票数の過半数の票を獲得した者とする。

- 2. 過半数の票を獲得する者がなかったときは、得票数の上位2位までの者について、第2回目の投票を行い、有効投票数の過半数の票を獲得した者とする。
- 3. 第2回目以後の得票数が同数の場合は、抽選により決する。
- 4. 候補者が1名の時は、信任投票を行い、有効投票数の過半数の信任を得た者を当選者とする。
- 5. 可否同数の場合は、投票を繰り返す。
- 6. 信任を得られなかった場合は、理事長は直ちに次期監事選出のために臨時理事会を準備し、被選挙人の推薦および再信任投票について審議しなければならない

(結果の公示)

第 16 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を速やかに理事長に報告するとともに、得票数とともに当選者を正会員に公示しなければならない。

(選任)

第 17 条 選挙で選出された監事候補者及び指定監事候補者を、代議員会の承認により選任する。 (任期)

第 18 条 監事の任期については基本的に 1 期 2 年間とするが、途中退任を妨げない。ただし設立時 監事については、特別に 3 年間の任期とする

(欠員の補充)

第 19 条 監事に欠員が生じたときの補充選挙は、本細則に掲げる方法に準じて行うものとする。 (実施要領)

第 20 条 選挙管理委員会は、本細則に定めるものほか、選挙の日程など、選挙に必要な事項を別に 定めることができる。

(改廃)

第21条 この細則の改廃には、理事会の承認を得なければならない。

(附則) この細則は、2024年 3月 5日より施行する。